

医療費控除

毎年1月から12月までの1年間に実際に支払った医療費の総額が10万円(所得200万円未満の方は、所得×5%)を超えた場合に受けられます。(但し、高額療養費・保険金等で補てんされる額を除きます)

領収書が必要になりますので、大切に保管して下さい。

【還付される額】

負担した医療費から10万円を引いた額のおよそ10%程度となります。例えば30万円の医療費であれば2万円くらいです。

【医療費とは】



- 通常の医療費
- 売薬
- 出産費用
- 歯科の費用
- 院外調剤
- 付添費
- オムツ代
(オムツ使用証明書のあるもの)
- ストマ用具
(ストマ用具使用証明書のあるもの)
- 入院時食事療養費
- 不妊治療



- 個室料(差額ベッド代)
- 診断書料
- 健康飲料
- ビタミン剤
- マッサージ器の購入代金
- 美容整形

【医療費控除の対象】

対象となる医療費は「家族」の分を合計して判定します。つまり、家族の分も足すことができますので、共稼ぎの夫婦の場合も合計できます。

【申請時期】

毎年2月16日～3月15日

(確定申告の期間)

【申請先】

税務署

※医療費として認められるものと、そうでないものがあるため、詳細は各税務署へお問い合わせ下さい。

札幌中税務署

011-231-9311

札幌北税務署

011-707-5111

札幌西税務署

011-666-5111

医療費控除額
(最高200万円)

=

(医療費) - (保険金補てん額)

-

10万円 又は 所得額の5%
のいずれか少ない方